

法務省民一第 1586 号  
平成 30 年 11 月 15 日

法務局民事行政部長 殿  
地方法務局長 殿

法務省民事局民事第一課長  
( 公 印 省 略 )

所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法第 39 条第 1 項に規定する地域福利増進事業等の実施の準備のための戸籍謄本等の交付の請求の取扱いについて（通知）

所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成 30 年法律第 49 号。以下「特措法」という。）及び所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法施行令（平成 30 年政令第 308 号）の一部並びに所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法施行規則（平成 30 年国土交通省令第 83 号。以下「特措法施行規則」という。）が本日から施行されることとなりました。

特措法施行規則第 6 条第 1 項においては、特措法第 39 条第 1 項に規定する地域福利増進事業等（以下「地域福利増進事業等」という。）の実施の準備のため地域福利増進事業等を実施しようとする区域内の土地の土地所有者等を知る必要があるとして、土地所有者等関連情報の提供の求めをしようとする者（国の行政機関の長等を除く。）は、その必要性を証する書面（以下「本件証明書」という。）の交付を対象土地の所在地を管轄する市町村長に求めることができるとされています。

については、地域福利増進事業等の実施の準備のための戸籍謄本等の交付の請求の取扱いについては、下記のとおり取り扱うこととしますので、これを了知の上、貴管下支局長及び管内市区町村長に周知方取り計らい願います。

なお、本通知の内容については、国土交通省土地・建設産業局企画課と協

議済みですので、念のため申し添えます。

#### 記

地域福利増進事業等の実施の準備のため事業区域内の土地の所有者を知る必要があるために戸籍謄本等の交付の請求をすることは、特措法の趣旨に鑑みて戸籍法第10条の2第1項第3号にいう「戸籍の記載事項を利用する正当な理由がある場合」に該当するものと解される。

よって、土地所有者等関連情報の提供の求めをしようとする者（国の行政機関の長等を除く。）から本件証明書を添付して戸籍謄本等の交付の請求がされたときは、本件証明書の内容に特段の疑義がない限り、戸籍法第10条の2第1項第3号に定める事項を明らかにされたものとし、当該交付請求は同号にいう「戸籍の記載事項を利用する正当な理由がある場合」に該当するものとして取り扱って差し支えない。

本件証明書の様式は別添「土地所有者等を知る必要性があることの証明書」のとおりとする。

なお、本件証明書は戸籍謄本等1通の交付の請求についてその都度添付が必要となるものであり、原本還付は認められないので留意すること。

おって、国の行政機関の長等からの戸籍謄本等の交付の請求については、公用請求（戸籍法第10条の2第2項）によることとなるため、本通知は適用されない。

土地所有者等を知る必要性があることの証明書

年 月 日

市町村長

印

所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法施行規則第6条第1項の規定による請求に基づき、下記1の請求者について、下記2から6までのとおり、地域福利増進事業等の実施の準備のため当該地域福利増進事業等を実施しようとする区域内の土地の土地所有者等を知る必要性があることを証明します。

記

1. 請求者の氏名又は名称及び住所
2. 対象土地の所在及び地番
3. 事業の種類及び内容
4. 土地所有者等関連情報の提供を求める理由
5. 土地所有者等関連情報の提供を求めるために必要な氏名及び本籍又は住所
6. その他土地所有者等関連情報の提供について必要な事項

(担当者)

部 課

連絡先

-

-

備考

用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。